

補助対象地域と補助金額は、次のとおりです。

①補助対象地域 全域

※ただし、公共下水道認可区域、農業集落排水整備区域、天王地区を除く。

②補助金額

※補助金額は国の基準単価の見直しにより変更する場合があります。

▼5人槽

(延床面積130㎡以下)

332,000円

▼7人槽

(延床面積130㎡超)

414,000円

▼10人槽

(二世帯住宅など)

548,000円

▼単独処理浄化槽撤去費

(ただし、補助対象要件に該当する場合のみ)

90,000円

■問い合わせ

環境課

☎893-1160

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

税務一課 だより

お知らせ  
固定資産税課税台帳の縦覧について

納税者が所有する土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

▼縦覧期間

4月1日(火)～

4月30日(水)

(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

▼縦覧できる方

納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

※土地・家屋を所有しているも固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。なお、自己の土地・家屋の価額と他の土地・家屋の価額を比較する目的以外は、縦覧できません。

▼縦覧場所

税務課

各総合支所住民福祉課

▼記載事項

土地：所在、地番、地目、地積、価額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、種

価額

▼縦覧手数料

無料

▼縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類が無い場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

お知らせ  
固定資産税課税台帳の閲覧について

納税義務者が所有する固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産税課税台帳の閲覧や固定資産税課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することができます。

この閲覧制度については、借地人・借家人などの賃借権などを有する方も対象ですが、借地人などである方についてはその賃借権などを有する土地について、借家人などである方についてはその賃借権な

どを有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を受けることができます。

▼閲覧期間

随時(土、日、祝日を除く

8時30分～17時15分)

▼閲覧できる方

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人など

▼閲覧場所

税務課

各総合支所住民福祉課

▼記載事項

土地：所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価額など

家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、種

価額など

▼閲覧手数料

有料300円

(ただし、納税義務者については縦覧期間中無料です。)

▼閲覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書、これらの書類が無い場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

お知らせ  
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の固定資産税減免申請について

生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月22日(火)までに減免申請書を税務課、各総合支所住民福祉課に提出してください。なお、納税された場合、減免申請はできません。

■問い合わせ

税務課

☎893-1118

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

